

下関商工会議所

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭を両立できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

<女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法共通の目標>

目標1 年次有給休暇の取得率を年間70%以上とする。

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・令和5年5月～ 毎月の有給休暇取得状況を上司に情報提供する
- ・令和6年4月～ 取得状況のとりまとめを行い、取得促進のための取組を検討

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標2 所定外労働時間を削減とノー残業デー実施の徹底

- ・令和5年4月～ 毎週水曜日のノー残業デーの実施を管理職が呼び掛ける
所定外労働時間について実態を把握
- ・令和5年5月～ 業務効率化の一環として、会議資料のペーパーレス化を開始
- ・令和6年4月～ 部署ごとに問題点の検討、業務内容の見直しを実施
- ・令和7年4月～ 所定労働時間削減の進捗状況を確認、管理職で情報の共有

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標3 両立支援制度の周知を図るとともに、利用状況の把握、改善点を検討する。

- ・令和5年4月～ 制度の利用状況について現状を把握
- ・令和6年4月～ 職員のニーズを把握、問題点や改善点の有無について検討
(問題点があった場合) 改善のための取組を検討し、実施